

## 浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内において合宿又は体験教育旅行（以下「合宿等」という。）を行う団体に対して、その合宿等に要する費用の一部を補助することにより、交流人口の拡大を図り、もって観光産業の振興に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動又は文化活動の練習若しくは研修を行うことをいう。
- (2) 体験教育旅行 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。）が企画する体験教育プログラムに基づく宿泊を伴う旅行をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設その他対価を支払って宿泊する施設及び農山漁村民泊施設（農林漁業者が自らの住宅を活用して実施する有料の農林漁業体験宿泊施設をいう。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、次条に掲げる事業を行うものとする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内の宿泊施設（市長が指定する施設に限る。）に宿泊（延べ宿泊数（参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が15以上のものに限る。）をして行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 合宿
  - (2) 体験教育旅行
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている事業

- (2) 政治的活動を目的とする事業
- (3) 宗教的活動を目的とする事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業  
(補助金額等)

第5条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合宿等誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の実施前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、合宿等誘致事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、合宿等誘致事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに合宿等誘致事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿
- (4) 宿泊証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、合宿等誘致事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、合宿等誘致事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市コンベンション誘致促進補助金交付要綱の廃止)

2 浜田市コンベンション誘致促進補助金交付要綱(平成 17 年浜田市告示第 2 号)は、廃止する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
合宿等に係る宿泊に要する経費（以下「宿泊費等」という。）	1人1泊当たり宿泊費等の2分の1の額	1人1泊当たり2,000円、1合宿等当たり30万円を限度とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 所在地（住所）

名称

代表者名

㊟

電話番号

合宿等誘致事業補助金交付申請書

合宿等誘致事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の実施期間
- 3 参加人数
- 4 添付書類
  - (1) 合宿等計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他

様式第 2 号（第 7 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

合宿等誘致事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました合宿等誘致事業補助金の  
交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市合宿等誘致  
事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

所在地（住所）

名称

代表者名

㊟

合宿等誘致事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった合宿等誘致事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日
- 4 添付書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

所在地（住所）

名称

代表者名

㊟

### 合宿等誘致事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった合宿等誘致事業の実績について、下記のとおり浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 補助事業の実施期間
- 2 補助金の交付決定通知額及びその精算額
- 3 添付書類
  - (1) 合宿等実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 参加者名簿
  - (4) 宿泊証明書
  - (5) その他

様式第 5 号（第 10 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

合宿等誘致事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました合宿等誘致事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 補助金の交付決定通知額       | 円 |
| 2 | 補助事業の対象経費の精算額     | 円 |
| 3 | 補助金の交付確定額         | 円 |
|   | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

様式第 6 号（第 11 条関係）

合宿等誘致事業補助金交付請求書

一 金							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、  
交付決定通知（確定通知）のあった補助金

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、上記のとおり  
請求します。

年 月 日

浜田市長 様

所在地（住所）

名称

代表者名

⑩

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（	）			
口座番号							
口座名義人	フリガナ .....						

注意事項 団体の口座又は団体の口座を管理する人の口座を記入してく  
ださい。